

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 環境省	
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税                 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	独立行政法人環境再生保全機構に土地を譲渡した場合の課税の特例		
見直し内容（概要）	個人が環境再生保全機構業務に必要な土地等を環境再生保全機構に譲渡した場合における長期所有の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する重課税についての特例措置及び法人が環境再生保全機構業務に必要な土地等を譲渡した場合における土地の譲渡益に対する重課税についての特例措置の適用期限の延長はしない。		
関係条文	租税特別措置法第31条の2第2項第2号、第62条の3第4項第2号 租税特別措置法施行令第20条の2第2項第1号、第38条の4第12項第1号 地方税法附則第34条の2		
増収見込額	[平年度]	－（ － ）	
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
廃止又は縮減の理由	個人及び法人が環境再生保全機構の業務に必要な土地等を譲渡する事業として、建設譲渡事業が該当するが、当該事業については既に終了しており、当該業務を行うために必要であると認められる土地等の譲渡は想定されないため。		
ページ		2—1	